

福岡県公報

平成17年 8 月29日
第 2 4 3 1 号

目 次

告 示 (第1625号-第1645号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	1
○国土調査の成果の認証	(農地計画課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請 の概要	(環境保全課)	3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	4
○廃川敷地等の発生	(河川課)	5
○廃川敷地等の発生	(河川課)	5
○廃川敷地等の発生	(河川課)	5
○廃川敷地等の発生	(河川課)	6
○廃川敷地等の発生	(河川課)	6
○廃川敷地等の発生	(河川課)	6
○廃川敷地等の発生	(河川課)	7
○廃川敷地等の発生	(河川課)	7
○廃川敷地等の発生	(河川課)	7
○廃川敷地等の発生	(河川課)	8
○廃川敷地等の発生	(河川課)	8
○廃川敷地等の発生	(河川課)	8
○廃川敷地等の発生	(河川課)	9
○廃川敷地等の発生	(河川課)	9

○廃川敷地等の発生	(河川課)	9
公 告		
○平成17年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防防災安全課)	9

告 示

福岡県告示第1625号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年 8 月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日
平成17年 8 月10日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 西鉄ストア花畑店
(2) 所在地 福岡県久留米市西町1434番1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
西日本鉄道株式会社	福岡市中央区天神1丁目11番17号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社 西鉄ストア	福岡市中央区大名1丁目4番1号

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成18年 4 月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,174㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市西町1473番1	19

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県久留米市西町1434番1	24

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県久留米市西町1434番1	103.75

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立法メートル)
福岡県久留米市西町1434番1	15.56

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社 西鉄ストア	午前9時	午後0時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県久留米市西町1434番1

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時

福岡県告示第1626号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行なった期間	成果の名称	調査を行なった地域	認証年月日
久山町	平成15年度から平成16年度まで	地籍図及び地籍簿	大字久原の一部	平成17年8月9日
大島村	平成7年度から平成16年度まで	地籍図及び地籍簿	大島	平成17年8月9日

福岡県告示第1627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方屋線	前	直方市大字植木4108番2先から 同市大字植木4140番2先まで	9.0 ～ 9.5	244.5
			後	同上	9.0 ～ 9.5	244.5
			後	同上	8.5 ～ 24.8	253.9

福岡県告示第1628号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成17年8月29日から同年9月20日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

申請の概要

1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 トヨタ自動車九州株式会社

住 所 鞍手郡宮田町大字上有木字平山1番

代表者の氏名 代表取締役 渡辺 顯好

2 事業場の名称及び所在地

名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

所 在 地 京都郡苅田町鳥越町9番2

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（アルカリによる表面処理施設）
能 力	0.75分/個 2基
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可の日から10日後
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成17年10月1日
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続16時間
使用時間の季節的変動の概要	なし

特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	9～10	
	汚 水 量(m ³ /日)	0	0.4

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の63イに掲げる施設（焼入れ施設）		
能 力	36個/時 4基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可の日から10日後		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成17年10月1日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	7	
	汚 水 量(m ³ /日)	0	1

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場
型 式	生物処理を主とした複合処理方式
構 造	コンクリート構造及び鋼板構造
主 要 寸 法 (mm)	縦×横×高さ 16,000×35,000×4,100
能 力	300m ³ /日
処 理 方 式	加圧浮上、生物処理、砂ろ過及び活性炭吸着
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可の日から10日後

使用開始予定年月日		平成17年10月1日			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物学的酸素要求量(mg/l)	56	70	8	10
	化学的酸素要求量(mg/l)	68	85	12	15
	浮遊物質(mg/l)	52	65	16	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	20	25	2	2
	窒素含有量(mg/l)	20	25	12	15
りん含有量(mg/l)	6	7	0.8	1	
汚水量(m ³ /日)	240	300	240	300	

5 排水水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水水の排水口		総合排水処理場の排水口	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6～8	
	生物学的酸素要求量(mg/l)	8	10
	化学的酸素要求量(mg/l)	12	15
	浮遊物質(mg/l)	16	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	2	2
	窒素含有量(mg/l)	12	15
	りん含有量(mg/l)	0.8	1
排水水量(m ³ /日)	240	300	

福岡県告示第1629号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ふくち福祉サービスの会

(2) 代表者の氏名

吉田 沙織

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡赤池町大字赤池本町68番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、赤池町ならびに近郊に住む、介護保険法にいう要支援者及び要介護者或いは、身体障害者福祉法にいう身体障害者さらに、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により、単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者に対し、ケア輸送サービスを提供すると共に、在宅の生活に支障があり、かつ生活が困難な者に対し、安心・安全な生活を継続できるように居宅介護に関する事業等を行い、更に介護を受ける者及び障害者のみならず、介護を行う家族やその隣人等に対して、介護・支援及び自立のために必要な情報の提供に関する業務を行うことで、これらの人々の社会参加を促進し、福祉の充実に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1630号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年8月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人 こころ

(2) 代表者の氏名
本山 憲子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県嘉穂郡穂波町大字椿598番地70

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、社会で自立する為の技術習得の支援を行い、併せて障害者及び家族に対する生活・就業などの相談窓口としての機能を持つと共に、健全者との触れ合いによる協調性、社会対応性を養う各種イベント活動の主催・協賛を行います。これにより健全者の障害者に対するいたわりの心を育てると共に、障害を持つ人々とその家族が、未来に向けて希望ある意欲的な生活を送れるようになる事に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1631号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県福岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
多々良川水系小河内川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和52年7月21日

- 3 廃川敷地等の位置
粕屋郡久山町大字山田字大田1504番16
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
5.05㎡

福岡県告示第1632号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県久留米土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
筑後川水系法司川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和62年2月5日
- 3 廃川敷地等の位置
小郡市福童字整理田1664番6地先から
小郡市福童字今屋敷2224番4まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
8,917.87㎡

福岡県告示第1633号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県久留米土木事務所に備え置いて縦覧

に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 河川の名称

筑後川水系宝満川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和62年2月5日

3 廃川敷地等の位置

小郡市大板井字マガ田1519番7から

小郡市大板井字立野2098番3まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

815.93㎡

福岡県告示第1634号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県柳川土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 河川の名称

矢部川水系飯江川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和48年11月16日

3 廃川敷地等の位置

三池郡高田町大字亀谷字川添1499番4から

山門郡山川町大字北関字上ノ前582番5まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

1,693.49㎡

福岡県告示第1635号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県直方土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 河川の名称

遠賀川水系有木川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和54年3月8日

3 廃川敷地等の位置

鞍手郡宮田町大字下有木字島田459番5から

鞍手郡宮田町大字芹田字山ノ鼻496番2まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

8.07㎡

福岡県告示第1636号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県甘木土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻 生 渡

1 河川の名称

筑後川水系陣屋川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和62年2月5日

3 廃川敷地等の位置

甘木市大字下浦字平田1248番3から

甘木市大字下浦字平田1248番4まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

485.77㎡

福岡県告示第1637号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県甘木土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

筑後川水系妙見川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成2年3月10日

3 廃川敷地等の位置

朝倉郡朝倉町大字須川字下妙見1925番3から

朝倉郡朝倉町大字菱野字原ノ下427番3まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

1,021㎡

福岡県告示第1638号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

筑後川水系高間川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和48年11月16日

3 廃川敷地等の位置

八女郡広川町大字広川字久々尻1079番7から

八女郡広川町大字新代字鈴ヶ浦1262番6まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

690.37㎡

福岡県告示第1639号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県八女土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 河川の名称

筑後川水系花宗川

2 廃川敷地等が生じた年月日

昭和48年11月16日

3 廃川敷地等の位置

八女市大字鶴池字広川林568番7から
八女市大字前古賀字三町野561番5まで

- 4 廃川敷地等の種類及び数量
- 土地
- 254.66㎡

福岡県告示第1640号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県北九州土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
- 紫川水系合馬川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
- 昭和59年3月27日
- 3 廃川敷地等の位置
- 北九州市小倉南区大字合馬字岩立610番12から
- 北九州市小倉南区大字合馬字神田646番5まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
- 土地
- 2,860.18㎡

福岡県告示第1641号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県那珂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
- 御笠川水系御笠川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
- 昭和50年3月13日
- 3 廃川敷地等の位置
- 太宰府市大字国分1500番2から
- 太宰府市大字吉松701番2まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
- 土地
- 1,376.08㎡

福岡県告示第1642号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県那珂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
- 御笠川水系大佐野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
- 昭和50年3月13日
- 3 廃川敷地等の位置
- 太宰府市大字向佐野804番3
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
- 土地
- 970.53㎡

福岡県告示第1643号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県豊前土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
城井川水系城井川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成3年3月15日
- 3 廃川敷地等の位置
築上郡築城町大字安武1450番7
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
87.75㎡

福岡県告示第1644号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県豊前土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
城井川水系小山田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成3年3月15日

- 3 廃川敷地等の位置
築上郡築城町大字広末1032番4
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
21.7㎡

福岡県告示第1645号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県宗像土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 河川の名称
西郷川水系大木川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
昭和52年7月21日
- 3 廃川敷地等の位置
福津市本木字昆沙門1954番7から
福津市本木字天神元2183番6まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
92.99㎡



公告

平成17年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成17年8月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 実施する講習

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防整備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）
- 2 受講対象者
 - (1) 消防整備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
 - (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者（ただし、特別の事情がある場合は、5年以上経過しても受講できる。）
- 3 講習科目等
 - (1) 工事整備対象設備等の関係法令に関する事項
 - ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
 - イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
 - ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
 - エ 消防設備士の責務
 - オ 特異な火災事例及びその問題点
 - カ その他防火に関する事項
 - (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
 - ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
 - イ 工事整備対象設備等の点検要領
 - ウ 工事整備対象設備等の奏功事例並びに事故事例及びその問題点
 - エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点
 - (3) その他

講習修了後効果測定を行うものとする。
- 4 講習の区分及び対象
 - (1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講 習 区 分	講習対象者（消防設備士の種類及び指定区分）
---------	-----------------------

消火設備講習	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備講習	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器講習	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講 習 会 場	所 在 地
平成17年10月6日 （木曜日）	消火設備 甲乙1, 2, 3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1 丁目3-3
平成17年10月7日 （金曜日）	消火設備 甲乙1, 2, 3類	同上	同上
平成17年10月19日 （水曜日）	消火設備 甲乙1, 2, 3類	筑豊地区 直方・鞍手広域消防本部	鞍手郡宮田町大字宮田 16-1
平成17年10月20日 （木曜日）	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成17年10月26日 （水曜日）	消火設備 甲乙1, 2, 3類	久留米市 久留米地域職業訓練センター	久留米市東合川5丁目 9-10
平成17年10月27日 （木曜日）	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成17年10月28日 （金曜日）	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同上	同上
平成17年11月10日 （木曜日）	警報設備 甲乙4類、乙7類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1 丁目3-3
平成17年11月11日 （金曜日）	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成17年11月14日 （月曜日）	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同上	同上

平成17年11月15日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同上	同上
平成17年11月28日 (月曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	北九州市 北九州市庁舎大集会室	北九州市小倉北区城内 1-1
平成17年11月29日 (火曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	同上	同上
平成17年11月30日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成17年12月1日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同上	同上
平成17年12月2日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同上	同上

講習の時間は、各日も午前9時25分から午後5時までとする。

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴3丁目1番10号セレス赤坂門ビル財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成17年7月25日から交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成17年8月29日（月）から平成17年9月30日（金）までの間、郵送による場合は平成17年9月30日（金）までの消印のあるものに限り、財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

- (1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。
- (2) 受講手続きその他の問い合わせは、財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)